

議案第193号

**静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について**

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年6月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市
条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の
19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。